

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第20号

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則  
(天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第1条 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(昭和53年3月天理市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「ひとり親家庭等医療費助成金交付請求書(様式第4号)又はひとり親家庭等医療費助成金支給申請書(様式第5号)」を「ひとり親家庭等医療費助成金支給申請書(様式第4号又は様式第5号)」に改める。

第8条中「(様式第15号)」を削る。

様式第1号中

「

寡婦・寡特(申請者が母の場合は控除しない。)、寡夫(申請者が父の場合は控除しない。)、勤労学生	寡 寡特 勤	※  円	寡 寡特 勤	※  円	寡 寡特 勤	※  円
-------------------------------------------------	--------------	------------	--------------	------------	--------------	------------

」

を

「

寡婦(申請者が母の場合は控除しない。)、ひとり親(申請者が父母の場合は控除しない。)、勤労学生	寡 ひ 勤	※  円	寡 ひ 勤	※  円	寡 ひ 勤	※  円
-------------------------------------------------	-------------	------------	-------------	------------	-------------	------------

」

に改める。

様式第2号及び様式第2号の2中「健康保険証」及び「健康保険証（被保険者証）」を「健康保険証等」に改める。

様式第4号中「子ども・心身障害者・ひとり親 医療費助成金交付請求書」を「ひとり親家庭等医療費助成金支給申請書」に改め、「㊦」を削り、「交付されるよう請求」を「支給されるよう申請」に改め、「請求書」を「申請書」に改める。

様式第5号及び様式第11号中「㊦」を削る。

様式第12号中

「

寡婦・寡特（申請者が母の場合は控除しない）、寡夫、勤労学生	寡 寡特 勤	※  円	寡 寡特 勤	※  円	寡 寡特 勤	※  円
-------------------------------	--------------	------------	--------------	------------	--------------	------------

」

を

「

寡婦（申請者が母の場合は控除しない。）、ひとり親（申請者が父母の場合は控除しない。）、勤労学生	寡 ひ 勤	※  円	寡 ひ 勤	※  円	寡 ひ 勤	※  円
-------------------------------------------------	-------------	------------	-------------	------------	-------------	------------

」

に改める。

様式第15号を削る。

（天理市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正）

第2条 天理市子ども医療費助成条例施行規則（昭和48年10月天理市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「子ども医療費助成金交付請求書（様式第5号）又は子ども医療費助成金支給申請書（様式第6号）」を「子ども医療費助成金支給申請書

(様式第5号又は様式第6号)」に改める。

第8条中「(様式第14号)」を削る。

様式第1号中

「

寡婦(夫)・寡婦の特別・勤労学生の別	寡婦(夫)・寡特・勤
--------------------	------------

」

を

「

寡婦・ひとり親・勤労学生の別	寡・ひ・勤
----------------	-------

」

に改め、「住所 天理市」を「住所」に改める。

様式第2号中

「

寡婦(夫)・寡婦の特別・勤労学生の別	寡婦(夫)・寡特・勤
--------------------	------------

」

を

「

寡婦・ひとり親・勤労学生の別	寡・ひ・勤
----------------	-------

」

に改める。

様式第3号及び様式第4号中「健康保険証」及び「健康保険証(被保険者証)」を「健康保険証等」に改める。

様式第5号中「子ども・心身障害者・ひとり親 医療費助成金交付請求書」を「子ども医療費助成金支給申請書」に改め、「㊟」を削り、「交付されるよう請求」を「支給されるよう申請」に、「請求書」を「申請書」に改める。

様式第6号及び第11号中「㊟」を削る。

様式第14号を削る。

(天理市中心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正)

第3条 天理市心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年10月天理市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中「心身障害者医療費助成金交付請求書（様式第4号）又は心身障害者医療費助成金支給申請書（様式第5号）」を「心身障害者医療費助成金支給申請書（様式第4号又は様式第5号）」に改める。

第8条中「（様式第13号）」を削る。

様式第1号中

「

障害者・特別障害者・寡婦（夫）・寡婦の特別・勤労	障・特障・寡婦（夫）・寡特・勤	障・特障・勤	障・特障・寡婦（夫）・寡特・勤
学生の別	※	※	※
	円	円	円

」

を

「

障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別	障・特障・寡・ひ・勤	障・特障・勤	障・特障・寡・ひ・勤
	※	※	※
	円	円	円

」

に改める。

様式第2号及び様式第2号の2中「健康保険証」及び「健康保険証（被保険者証）」を「健康保険証等」に改める。

様式第4号中「子ども・心身障害者・ひとり親 医療費助成金交付請求書」を「**障**心身障害者医療費助成金支給申請書」に改め、「**印**」を削り、「交付されるよう請求」を「支給されるよう申請」に、「請求書」を「申請書」に改める。

様式第5号及び様式第10号中「**印**」を削る。

様式第13号を削る。

(天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第4条 天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則（平成27年12月天理市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中「重度心身障害老人等医療費交付請求書（様式第2号。以下「請求書」という。）」を「重度心身障害老人等医療費助成金支給申請書（様式第2号）」に改める。

第5条中「請求書」を「重度心身障害老人等医療費助成金支給申請書」に改める。

様式第1号中「（準）」を削り、

「

障害者・特別障害者・寡婦（夫）・寡婦の特例・勤労学生の特例	障・特障・寡・寡特・勤	障・特障・寡・寡特・勤	障・特障・寡・寡特・勤
学生の特例	※	※	※
	円	円	円

」

を

「

障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の特例	障・特障・寡・ひ・勤	障・特障・勤	障・特障・寡・ひ・勤
学生の特例	※	※	※
	円	円	円

」

に改め、「住所 天理市」を「住所」に改める。

様式第2号中「重度心身障害老人等医療費交付請求書」を「重度心身障害老人等医療費助成金支給申請書」に、「後期高齢者医療被保険者番号」を「受給者番号」に、「重度心身障害老人等医療費の助成について請求」を「重度心身障害老人等医療費助成金の支給を申請」に、「なお、助成金の受給後において、受給した助成金の額に差額が生じた場合は」を「また、受給した助成金に差額が生じた場合」に改め、「㊦」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第2条の規定による改正前の天理市子ども医療費助成条例施行規則、第3条の規定による改正前の天理市中心身障害者医療費助成条例施行規則又は第4条の規定による改正前の天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、第1条の規定による改正後の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第2条の規定による改正後の天理市子ども医療費助成条例施行規則、第3条の規定による改正後の天理市中心身障害者医療費助成条例施行規則又は第4条の規定による天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。